

## 特許証

### 吸引した濁水・廃材・空気を 外気に触れることなく自動分別し梱包する特許

|                                                                                                                                                                |                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| <br><b>特 許 証</b><br>(CERTIFICATE OF PATENT)<br>特許第6347796号<br>(PATENT NUMBER) |                                               |
| 発明の名称<br>(TITLE OF THE INVENTION)                                                                                                                              | 剥離塗材回収システム                                    |
| 特許権者<br>(PATENTEE)                                                                                                                                             | 愛知県愛知郡東郷町大字春木字下鏡田446番地1098<br><b>株式会社マルホウ</b> |
| 発明者<br>(INVENTOR)                                                                                                                                              | 日比 裕己                                         |
| 出願番号<br>(APPLICATION NUMBER)                                                                                                                                   | 特願2016-027597                                 |
| 出願日<br>(FILING DATE)                                                                                                                                           | 平成28年 2月17日(February 17, 2016)                |
| 登録日<br>(REGISTRATION DATE)                                                                                                                                     | 平成30年 6月 8日(June 8, 2018)                     |
| この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。<br>(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)                           |                                               |
| 平成30年 6月 8日(June 8, 2018)                                                                                                                                      |                                               |
| 特許庁長官<br>(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)<br><b>宗像直子</b>                                                                                                    |                                               |

### 同時吸引式エアーグラインダーの 常時湿潤化機構に関する特許

|                                                                                                                                                                  |                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| <br><b>特 許 証</b><br>(CERTIFICATE OF PATENT)<br>特許第6482142号<br>(PATENT NUMBER) |                                               |
| 発明の名称<br>(TITLE OF THE INVENTION)                                                                                                                                | 塗材剥離装置                                        |
| 特許権者<br>(PATENTEE)                                                                                                                                               | 愛知県愛知郡東郷町大字春木字下鏡田446番地1098<br><b>株式会社マルホウ</b> |
| 発明者<br>(INVENTOR)                                                                                                                                                | 日比 裕己                                         |
| 出願番号<br>(APPLICATION NUMBER)                                                                                                                                     | 特願2017-180561                                 |
| 出願日<br>(FILING DATE)                                                                                                                                             | 平成29年 9月20日(September 20, 2017)               |
| 登録日<br>(REGISTRATION DATE)                                                                                                                                       | 平成31年 2月22日(February 22, 2019)                |
| この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。<br>(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)                             |                                               |
| 平成31年 2月22日(February 22, 2019)                                                                                                                                   |                                               |
| 特許庁長官<br>(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)<br><b>宗像直子</b>                                                                                                      |                                               |

### 廃材、廃水回収システムの 粉じん飛散抑制に関する特許

|                                                                                                                                                                  |                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| <br><b>特 許 証</b><br>(CERTIFICATE OF PATENT)<br>特許第6806867号<br>(PATENT NUMBER) |                                               |
| 発明の名称<br>(TITLE OF THE INVENTION)                                                                                                                                | 剥離塗材回収システムおよび飛散抑制剤の供給方法                       |
| 特許権者<br>(PATENTEE)                                                                                                                                               | 愛知県愛知郡東郷町大字春木字下鏡田446番地1098<br><b>株式会社マルホウ</b> |
| 発明者<br>(INVENTOR)                                                                                                                                                | 日比 裕己                                         |
| 出願番号<br>(APPLICATION NUMBER)                                                                                                                                     | 特願2019-173199                                 |
| 出願日<br>(FILING DATE)                                                                                                                                             | 令和 1年 9月24日(September 24, 2019)               |
| 登録日<br>(REGISTRATION DATE)                                                                                                                                       | 令和 2年12月 8日(December 8, 2020)                 |
| この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。<br>(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)                             |                                               |
| 令和 2年12月 8日(December 8, 2020)                                                                                                                                    |                                               |
| 特許庁長官<br>(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)<br><b>糟谷敏</b>                                                                                                       |                                               |

## 東京都港湾局 データベース

### 東京都港湾局の新材料・新工法 データベースに登録されています

安全性の高い工法として  
公共基準に準拠した除去技術・行政評価を受けた  
工法として認められました。

| 登録番号  | 区分   | 名称                                  | 副題                  | 開発者等     |
|-------|------|-------------------------------------|---------------------|----------|
| 07001 | 共通工法 | ウォータークリーン工法（集じん装置付高圧水洗工法(100MPa以上)） | 石綿含有仕上塗材・無機質下地調整材除去 | 株式会社マルホウ |

東京都港湾局HPより



BCJ-審査証明-278

## 建設技術審査証明書（建築技術）

技術名称：石綿含有建築用仕上塗材除去工事における石綿粉じん飛散防止処理技術  
「ウォータークリーン工法」

標記技術の内容について依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に基づき証明するものである。

### （開発の趣旨）

既存の建築物に施工されている石綿含有建築用仕上塗材の除去工事に際し、石綿粉じんの飛散を防止する工法を確立し、その普及を図る。

### （開発の目標）

- (1) 除去工事に際し、作業場所及び作業場所に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、汚染を抑制する。
- (2) 除去工事終了後に、作業場所における空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、周辺環境の安全を確保する。
- (3) 関連法令等に則って除去工事を行うとともに、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、除去工事中の作業者の安全を確保する。

一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業（建築技術）業務規程及び建設技術審査証明事業（建築技術）業務約款に基づき、依頼のあった石綿含有建築用仕上塗材除去工事における石綿粉じん飛散防止処理技術「ウォータークリーン工法」の技術内容について下記のとおり証明する。

2020年9月15日

2023年5月31日（変更）



建設技術審査証明協議会会員

一般財団法人日本建築センター  
The Building Center of Japan

理事長

橋本 公博

### 記

#### 1. 審査証明結果

本技術について、上記の開発の趣旨及び開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 除去工事に際し、作業場所及び作業場所に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数がおよそ10本以下となり、汚染を抑制することができるものと判断される。
- (2) 除去工事終了後に、作業場所における空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数がおよそ10本以下となり、周辺環境の安全は確保できるものと判断される。
- (3) 関連法令等に則って除去工事を行うとともに、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、除去工事中の作業者の安全は確保できるものと判断される。

#### 2. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実と反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

#### 3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

#### 4. 審査証明の詳細（別添）

この審査証明技術を個々の工事等へ適用する際は、別添内容に従うこと。

#### 5. 審査証明の有効期限 2028年5月30日

#### 6. 審査証明の依頼者

株式会社 マルホウ

住所 愛知県愛知郡東郷町森木下鏡田446-1098



BCJ-審査証明-306

## 建設技術審査証明書（建築技術）

技術名称：石綿含有建築用仕上塗材除去工事における石綿粉じん飛散防止処理技術  
「ウォータークリーンSG工法」

標記技術の内容について依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に基づき証明するものである。

### （開発の趣旨）

既存の建築物に施工されている石綿含有建築用仕上塗材の除去工事に際し、石綿粉じんの飛散を防止する工法を確立し、その普及を図る。

### （開発の目標）

- (1) 除去工事に際し、作業場所及び作業場所に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、汚染を抑制する。
- (2) 除去工事終了後に、作業場所における空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、周辺環境の安全を確保する。
- (3) 関連法令等に則って除去工事を行うとともに、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、除去工事の作業者の安全を確保する。

一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業（建築技術）業務規程及び建設技術審査証明事業（建築技術）業務約款に基づき、依頼のあった石綿含有建築用仕上塗材除去工事における石綿粉じん飛散防止処理技術「ウォータークリーンSG工法」の技術内容について下記のとおり証明する。

2024年3月21日



建設技術審査証明協議会会員

一般財団法人日本建築センター  
The Building Center of Japan

理事長



### 記

#### 1. 審査証明結果

本技術について、上記の開発の趣旨及び開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 除去工事に際し、作業場所及び作業場所に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数がおよそ10本以下となり、汚染を抑制することができるものと判断される。
- (2) 除去工事終了後に、作業場所における空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数がおよそ10本以下となり、周辺環境の安全は確保できるものと判断される。
- (3) 関連法令等に則って除去工事を行うとともに、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、除去工事の作業者の安全は確保できるものと判断される。

#### 2. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実と反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

#### 3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

#### 4. 審査証明の詳細（別添）

この審査証明技術を個々の工事等へ適用する際は、別添内容に従うこと。

#### 5. 審査証明の有効期限 2029年3月20日

#### 6. 審査証明の依頼者

株式会社 マルホウ 住所 愛知県愛知郡東郷町春木下鏡田446-1098



様式Ⅱ-1

公共工事等における新技術活用スキーム  
受領通知書

株式会社 マルホウ

令和6年4月15日

関東地方整備局  
関東技術事務所長

下記の新技術について、NETIS申請書類 / ~~試行申請書~~ / ~~NETIS掲載情報の変更・更新申請書~~ / ~~NETIS掲載情報の改善技術申請書~~ を受領しましたので通知します。

- ① 新技術名称 ふりがな 狭小部対応型アスベスト撤去【ウォータークリーン工法プラス】  
きょうしょうぶたいしやうがたあすべすとてつき【りおーたークリーんこうほうらす】
- ② NETIS登録番号 KT-240002-A

問合せ先

関東地方整備局 関東技術事務所  
施工調査・技術活用課

申請・相談窓口

電話:047-389-5127  
FAX:047-389-5159



# 推奨証書

会社名 株式会社マルホウ

登録工法 アスベスト除去工法

工法名 ウォータークリーン工法  
(仕上塗材及び下地調整材)

登録番号 AS100124

有効期間 令和6年2月13日～令和9年3月31日

上記工法は文教施設協会の学校施設優良  
工法として適格であると承認され今般協会  
推奨工法として登録を致しました

一般社団法人文教施設協会

会長 杉山 武彦

